

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。

(「人と車」2015年12月号から)

はじめに

(一財)全日本交通安全協会発行「人と車」2015年12月号掲載記事の一部を紹介する。筆者は警察庁交通局交通企画課 課長補佐(当時) 水代 智(みずしろ・さとし)氏である。「贖(あがな)いの日々」という小冊子がある。(一財)東京都交通安全協会が刊行している交通刑務所受刑者の反省文であるが、ほとんどが飲酒運転による致死事故について述べられている。泥酔して無意識に車に乗り、気が付いたら、人を轢いたあとだったという衝撃的な文章もある。

これから忘年会の時期に入る。飲酒運転の防止について、改めて考えてみたい。

■ 飲酒運転の動機

- ① 少ししか飲んでいないから、② 酔っていないから、③ 少しの距離だから、④ いつもの道だから、⑤ 自分は事故を起こさない、⑥ 自分は捕まらない、⑦ 翌日車がなければ不便、⑧ 交通の便が悪く車を利用すれば楽だから、⑨ 休憩したから大丈夫 などと勝手な理屈をつけて飲酒運転をしている。

■ 飲酒運転の危険性

運転は、認知、判断、操作というサイクルの繰り返しで行われており、そのサイクルの一部でも欠けると重大な事故につながることもある。

アルコールの影響は、個人差や飲酒量により違いがあるが、概ね次のような影響を身体に与える。

- ① 抑制がとれ、理性が失われる
- ② 動体視力が落ち、視野が狭くなる
- ③ 集中力・注意力が鈍る
- ④ 判断能力が鈍る
- ⑤ 運動能力(反応能力)が鈍る
- ⑥ 体の平衡感覚が乱れる

それによって、運転に次のような影響が出て、事故を起こす危険性が高まる。

- ① 気が大きくなり、速度超過や乱暴なハンドル操作等を行う
- ② 人や他車の動き、信号の変化等を見落とししたり見誤ったりする
- ③ とっさの状況変化に対応できない
- ④ 危険回避行動をとらなかったり、誤ったりする
- ⑤ ブレーキ操作やハンドル操作が遅れる
- ⑥ 蛇行したり、道路から逸脱したりする
- ⑦ 歩行者や他車との間隔が正しく把握できない

■ 飲酒運転根絶に向けた取組

(1) 飲酒運転取締まりの強化

交通検問、パトカー等の機動力を利用した取締りなどに加えて、飲酒運転者の飲酒場所や車両の駐車場所、走行経路等の情報を分析し、その結果に基づく取締りを推進しているほか、市民からの常習違反者に関する情報等を活用している。

一例として北海道警察では、道警のホームページに「飲酒運転ゼロボックス」を設け、「いつも飲酒運転をしている人がいる」「車を運転して来店した人が飲酒している」「ドライバーにも酒類を提供する飲食店を知っている」につきメールで送信してもらっている。

(2) 運転者に対する対策

各都道府県警察では、飲酒体験ゴーグルと運転シミュレータを活用した飲酒運転の疑似体験、飲酒運転による事故被害者の体験談、飲酒運転による人生崩壊を描いた DVD などによる講習を行っている。朝の時間帯でも飲酒運転による事故が比較的多く見られる。このような残酒運転を防止する教育も実施している。すなわち、翌日に運転する予定があれば、前日の飲酒を控え、もし深酒した場合は、翌日は絶対に運転しないことである。

(3) 飲酒運転を許さない社会づくり

各都道府県警察では、マスコミ等と連携したテレビや新聞等による広報啓発を始め、街頭ビジョン、ポスター・チラシ等による広報啓発に努めている。

(4) 酒類提供飲食店における対策

飲酒運転をするには、「酒を飲んだ運転者」と「運転する車」が必要であり、一方をなくせば飲酒運転はできない。酒類を提供する飲食店等では「ハンドルキーパー運動」、飲酒運転をするおそれのある者への酒類提供の拒否、運転代行業者一覧表の掲示や代行業者利用料金の一部負担サービス等を行っている。

当協議会では右のバッジを約 70 枚保有しているので、希望者は申し出られたい。



(5) 飲酒運転常習者への対策

飲酒運転により免許を取り消された者が再取得をしようとする際には、取消処分者講習において、他の理由により取消処分を受けた者とは別に、アルコール依存症治療の専門医療機関とともに作成したワークブックに基づき、同専門医から教育を受けた講習指導員が「スクリーニングテスト（自己の飲酒問題テスト）の実施」「被処分者本人による飲酒日記の作成」「飲酒指導」等を組み込んだ講習を実施している。

おわりに

飲酒運転は決して過失による犯罪ではなく、確信的に行っている犯罪である。必ず運転前のアルコールチェックを行い、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転の根絶を図る必要がある。

以上